

科目名	国際私法	
担当者	関口 晃治 / SEKIGUCHI, Koji	
科目情報	法律 / 選択 / 後期 / 講義 / 2単位 / 3年次	
科目概要	授業内容	近年の国際化は、渉外的私法関係（国際結婚など）問題を増加させているが、このような問題をいかなる国の法で解決するかを内外の法から選択して、渉外的私法生活の安全を確保する国際私法について学習する。
	到達目標	本講義においては、国際私法総論の基本的知識を習得することによって、渉外的事案（国際家族法を中心に）において準拠法がどのように決まるのかを理解することを目標とする。
授業計画	(1) 国際私法とは (2) 属人法について (3) 連結点とは (4) 性質決定の方法とその問題点 (5) 外国法の適用 (6) 外国法の内容の不明 (7) 反致とは (8) 不統一法国、人的不統一法国について (9) 先決問題 (10) 国際私法における公序 (11) 渉外的婚姻における準拠法の決定 (12) 渉外的離婚における準拠法の決定 (13) 渉外的親子関係において生じる問題 (14) 国籍法について (15) 総まとめ	
自学自習	事前学習	・「使用教材・参考文献」を前もって読んでおくこと。 ・意味のわからない用語は辞書等で事前に調べておくこと。
	事後学習	前半終了時にレポートを課す。
使用教材・参考文献	配布資料、および、講義において必要な文献を紹介する。	
成績評価方法と基準	レポート（30%）最終試験（50%）平常点（20%）により総合的に評価する。	
備考		